

所にして、一郡の名に用ひける成べし、今山形の四方十里程の間を最上郡とす、又最上郡北と書たるもの數多有、村山郡と改稱の後も、土人呼馴たるは最上郡ともとなへ來りしにや、八九十年以前には、十が七ツ最上郡といふ、村山郡と書たる者也、百十四年前慶安元年、山形の兩所權現へ被下たる御朱印にも、最上郡と有、又寛文五年の御朱印にも最上郡と有、貞享年中より始て村山郡山形兩所權現と被下置けるとぞ、貞享以來は、別て文明の世と成、國史も開板せられ、遠國迄も流布侍れば、分最上郡置村山郡と有るを勘合せられし人有之、御朱印にも村山郡と書改し成べし、三代實錄五十卷、仁和三年四月二十日條下に、最上郡大山郷保室志野と有、上下略、但先定と有す、仁和二年より先の事にて、村山と改ざる前の事と見へたり、此野に出羽府を移さんと、國司より奏したる所也、然れ共勅許なかりき、其文第一卷に記す、其文中に、最上郡地在國南邊、有山而隔、自河而通と有、是は出羽郡の府より、大山郷の方角をさしたる詞也、山形の地、出羽府より南に當り、地理方角國史に符合す、又當方山ノ字を以名とせし所多し、村上、上ノ山、山形等是なり、予進藤泉按に、往古は大山郷と書し、後に山縣と稱し、又山形と轉訛せしにや、

〔延喜式二十〕出羽國

頭註 仁和二年十一月十一日、分最上郡置村山郡、

〔三代實錄四十九〕仁和二年十一月十一日丙戌、勅分出羽國最上郡爲二、

〔奥羽觀跡聞老志十三〕村上郡

此地乃古之河邊郡也、上山、山形、延澤、城地、並藏王、熊野、大鳥、朝日、山岳、及宿世山、千年山、阿古、耶松、關山、立石寺等在此郡中、

置賜郡

〔出羽國風土略記十〕置賜郡、村山郡の南に有、東は奥州桑折領を隣とす、南に奥州會津有、西は越後に當る、西北へ入込て下永井郡といふ有、置賜郡の内にして、地は奥州に屬す、當郡上古は陸奥の内